

事 務 連 絡

令 和 5 年 6 月 6 日

各市高齢者及び障害者施設担当課御中

愛知県衣浦東部保健所生活環境安全課

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者の発生に備えた保健所の体制等について

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが、令和5年5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ移行されたことに伴い、保健所が行う高齢者及び障害者施設等（以下、「高齢者施設等」という。）への対応は下記のとおりとなりますので、貴管内の高齢者施設等に周知いただきますようお願いいたします。

記

#### 1 入院調整について

従来保健所が行っていた医療機関への入院調整につきましては、他の疾病と同様、各施設の連携する医療機関において受入先の医療機関を調整することが基本となりましたので、利用者の症状が悪化した際の対応体制について、関係者間で確認を行ってください。（ただし、入院調整に困難を要する場合には、県の設置する「入院調整・相談窓口」に連携先医療機関から御相談ください（9月末までの対応）。）

#### 2 PCR 検査について

施設内に陽性者が発生し、クラスター発生を防止するために行政検査が必要であると保健所が判断した場合には、当該施設の従業員及び利用者等に対し、県が業務委託した検査機関において検査を無料で実施できます。

利用を希望される場合には、電話又は電子メールにて保健所まで御連絡ください。

#### 3 スクリーニング検査への対応について

本県福祉局が実施する従業員の定期的な検査において陽性者が発生した場合に

は、施設における利用者との接触状況等を確認の上、感染拡大の可能性について判断し、必要に応じて2の検査の実施について保健所へ相談してください。

#### 4 クラスタ報告について

施設を感染源とする新型コロナウイルス感染症患者が10名以上発生した場合には、従来どおり保健所への報告が必要となりますので、電話にて御連絡ください。

なお、従前と異なり、原則として報道機関への公表等はありません。

担 当	環境指導・広域機動グループ
電 話	0566-21-4797 (ダイヤル)
ファクシミリ	0566-25-1470
電子メール	<a href="mailto:kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp">kinuura-hc@pref.aichi.lg.jp</a>